

官報

號外

大正四年十二月十二日

日曜日

印刷局

第三十七回 衆議院議事速記録第六號

大正四年十二月十一日(土曜日)午後一時十三分開議

議事日程 第五號 大正四年十二月十一日

午後一時開議

- 第一 國庫出納金端數計算法案(政府提出) 第一讀會
- 第二 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉 第一讀會
- 第三 裁判所ノ設立及移轉ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會
- 第四 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉 第一讀會
- 第五 大正二年法律第九號中改正法律案(政府提出) 第一讀會
- 第六 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉 第一讀會
- 第七 明治三十二年法律第七十號中改正法律案(政府提出) 第一讀會
- 第八 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉 第一讀會
- 第九 大正四年田租第一期分延納ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會
- 第十 會計監査士法案(相島勘次郎君) 第一讀會
- 第十一 會計士法案(加藤彰彦君) 第一讀會
- 第十二 稅制整理ニ關スル建議案(石橋爲之助君) 第一讀會

○議長(島田三郎君) 是ヨリ諸般ノ報告ヲ致サセマス

(書記朗讀)

- 一 政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ
帝國大學特別會計法中改正法律案
假置場法中改正法律案
造幣局設備擴張費ニ關スル法律案
- 一 議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ
未成年者飲酒禁止法案
- 提出者 根 本 正君
- 一 議員ヨリ提出セラレタル質問主意書左ノ如シ
大浦氏不起訴事件ニ關スル質問主意書
- 提出者 廣岡 宇一郎君
- 常任委員ノ補選選舉ニ左ノ通り當選セラレタリ
第六部豫算委員 橋本 太吉君
第三部請願委員 尾越 辰雄君
- (左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)
一去ル九日議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ

官報號外 大正四年十二月十一日(明治三十五年第三種郵便物認可)

衆議院議事速記録第六號 議長ノ報告 常任委員辭任ノ件

七七

大正四年田租第一期分延納ニ關スル法律案

井原 百介君 半谷 清壽君

須藤 嘉吉君 高柳 覺太郎君

政尾 藤吉君 川上 榮太郎君

高杉 金作君 金尾 稜嚴君

橫山 章君 小西 和君

一委員長及理事左ノ通り當選セラレタリ

東京砲兵工廠及大阪砲兵工廠ノ据置運轉資本増加ニ關スル法律案委員會

委員長 高橋 久次郎君 理事 本田 親清君

軍人恩給法中改正法律案外二件委員會

委員長 村松 龜一郎君 理事 尾崎 元次郎君

地租條例中改正法律案外一件委員會

委員長 大西 五一郎君 理事 岩崎 彦雄君

東方調查局設置ニ關スル建議案委員會

委員長 櫻井 兵五郎君 理事 今村 七平君

大正四年田租第一期分延納ニ關スル法律案委員會

委員長 金尾 稜嚴君 理事 川崎 克君

(參照)

議員席次ノ變更左ノ如シ

四十二番 廣島縣郡部選出議員

七十九番 池田 猪三次君

○議長(島田三郎君) 會ヲ開キマス、御諮リヲ致シマス、増田 櫻三君病氣ノ爲メ今

十一日ヨリ向フ十八日間、堀三太郎君病氣ノ爲メ今十一日ヨリ向フ二週間請假ノ

申出ガアリマシタ、許スニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(島田三郎君) 許可スルコトニ決シマス、次ニ第四部選出懲罰委員會中川幸

太郎君、第七部選出懲罰委員會江口勝之助君、右常任委員辭任ノ申出ガアリマシタ、

御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(島田三郎君) 御異議ガ無ケレバ、許スコトニ決シマス、今ヨリ直ニ各、其部ニ

於テ補缺選舉ヲ行ヒ御報告アラシコトヲ望ミマス、次ニ豫算委員會長ヨリ請求ガアリマシ

タ、是ハ本會中ト雖モ本會ヲ開クニ差支ナキ限リ、引續イテ豫算委員會ヲ開クコトヲ

許可セラレタイトノコトデス、御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(島田三郎君) 許可スルコトニ致シマス、次ニ懲罰委員長ヨリ、本日ノ午後二時三十分ヨリ懲罰委員會ヲ開キタイトノ請求ガアリマス、御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(島田三郎君) 請求ヲ容レルコトニ決シマス、是ニ附帶シテ佐々木安五郎君ニ申シマス、懲罰委員長ヨリ午後二時三十分ニ同委員會ニ出席ヲ求メラレマシタ、同時刻ニ出席セラレンコトヲ望ミマス

(「居リマセヌ」ト呼フ者アリ)

○中倉万次郎君 是ヨリ四部會ヲ開キマスカラ、四部ノ諸君ハ決算委員會ニ御集リヲ願ヒマス

○議長(島田三郎君) 日程一、國庫出納金端數計算法案第一讀會ヲ開キマス——武富大藏大臣

第一 國庫出納金端數計算法案(政府提出)

第一讀會

國庫出納金端數計算法案

第一條 國庫ノ收入金又ハ仕拂金ニシテ一錢未満ノ端數アルトキハ其ノ端數ハ之ヲ切捨ツ其ノ全額一錢未満ナルトキハ之ヲ一錢トス

第二條 國稅ノ課稅標準額ノ算定ニ付テハ前條ノ規定ヲ準用ス

命令ヲ以テ指定スル國稅ノ課稅標準額ニシテ一圓未満ノ端數アルトキハ其ノ端數ハ之ヲ切捨ツ

第三條 分割シテ收入シ又ハ仕拂フ金額ニ在リテハ其ノ總額ニ付第一條ノ規定ヲ準用ス

第四條 分割シテ收入又ハ仕拂フ爲ス場合ニ於テ分割金額一錢未満ナルトキ又ハ之ニ一錢未満ノ端數ヲ生シタルトキハ其ノ分割金額又ハ端數ハ最初ノ收入金又ハ仕拂金ニ之ヲ合算ス但シ地租ノ分納額ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第五條 賣藥印紙稅及郵便切手ヲ以テ納ムル郵便料金ニ付テハ本法ヲ適用セス

法律ニ別段ノ定アルモノノ外本法ヲ適用セサルモノハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條 本法ハ北海道府縣郡市町村其ノ他勅令ヲ以テ指定シタル公共團體ノ收入及仕拂ニ關シテ之ヲ準用ス

附則

第七條 本法ハ大正五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第八條 明治四十年法律第三十一號ハ之ヲ廢止ス但シ本法施行前納入ノ告知ヲ爲シ又ハ仕拂ノ命令ヲ發シタルモノニ付テハ仍其ノ效力ヲ有ス

(大藏大臣武富時敏君登壇)

○大藏大臣(武富時敏君) 國庫金出納上厘位ノ端數ハ、大抵現行法ニ於テモ切捨ルコトニナリ居リマス、地租並ニ一錢未満ノ國庫收入金、並ニ支拂金ハ今尙厘位ヲ存シテアリマス、併ナガラ是ハ經濟ノ進歩ニ伴ヒマシテ、厘位ヲ切捨ルコトニ致シタ

方ガ、事務ノ簡捷ヲ圖ルノ一端ト考ヘラレマス、此厘位切捨ノ案ヲ提出シタノデアリマス、其改正ノ主ナル目的ハ、即チ官民相互ノ簡便ヲ圖ルニアルデアリマシテ、其他ニ改正ノ必要ナル點モゴザイマスカラ、明治四十年法律第三十一號ニ代ルベキ國庫出納金端數計算法ヲ提出シタノデアリマス、御審議ノ上御協賛ヲ與ヘラレンコトヲ希望致シマス

○議長(島田三郎君) 日程第二、右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉、之ヲ議題ト致シマス

第二 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

○福田又一君 本案ハ議長指名ノ九名ノ特別委員ニ付託シ、審議セラレンコトヲ望ミマス

(「贊成々々」ト呼フ者アリ)

○議長(島田三郎君) 異議ガ無イト認メテ福田君ノ動議ノ通り決シマス——日程第三、第五、第七、是ハ關聯致シテ居ル議案デアリマスカラ一括シテ議題ト致シマス、裁判所ノ設立及移轉ニ關スル法律案、大正二年法律第九號中改正法律案、明治三十二年法律第七十號中改正法律案、第一讀會ヲ開キマス——尾崎司法大臣

第三 裁判所ノ設立及移轉ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會

裁判所ノ設立及移轉ニ關スル法律案

第一條 長崎控訴院ハ之ヲ福岡縣福岡市ニ移シ福岡控訴院ト改稱ス

第二條 北海道旭川區ニ地方裁判所ヲ置キ之ヲ旭川地方裁判所ト稱ス

第三條 根室地方裁判所ハ之ヲ北海道釧路郡釧路町ニ移シ釧路地方裁判所ト改稱ス

附則 本法施行ノ期日ハ各條ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五 大正二年法律第九號中改正法律案(政府提出) 第一讀會

大正二年法律第九號中改正法律案

別表裁判所管轄區域表中大津區裁判所及長濱區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

大津	滋賀縣ノ内	大津市	滋賀郡	栗太郡	野洲郡	甲賀郡	高島郡
長濱	滋賀縣ノ内	阪田郡	東淺井郡	伊香郡			
北海道ノ内	札幌區	札幌郡	千歲郡	石狩郡	厚田郡	濱益郡	
札幌區	夕張郡	空知郡ノ内	岩見澤町	沼貝村	栗澤村	三笠山村	幌向村
							北村

本法施行前札幌地方裁判所、長濱區裁判所又ハ豊原區裁判所ニ於テ受理シタル事件ハ各其ノ裁判所ニ於テ之ヲ完結ス

第七 明治三十二年法律第七十號中改正法律案(政 第一讀會 府提出)

明治三十二年法律第七十號中改正法律案
第九條中「長崎地方裁判所」ヲ「福岡地方裁判所」ニ改ム
第十條中「長崎控訴院檢察事」ヲ「福岡控訴院檢察事」ニ改ム
第十二條中「長崎控訴院」ヲ「福岡控訴院」ニ改ム

○司法大臣(尾崎行雄君) 此三ツノ議案ハ、關聯シテ居リマスル箇條が多キ爲メニ、一括シテ説明ヲ致シマス、第一ノ長崎控訴院ヲ福岡ニ移スト云フノガ一ツ、北海道旭川ニ地方裁判所ヲ新ニ置ク、而シテ殘リノ管轄ヲシテ居ル根室地方裁判所ヲ釧路ニ移ス、此三ツガ第一案ノ趣意アリマスルガ、詳シク説明スルマデモナク、長崎控訴院が管轄シテ居ルところノ各地方裁判所ト、其控訴院所在地タル長崎トハ如何ニモ不便ナル、殊ニ長崎が一隅ニ偏シテ居テ、甚ダ控訴院ノ所在地トシテハ不便ナルト云フ聲ハ、多年聞イタコロデアリマスガ、爾後福岡ハ各種ノ方面ニ於テ非常ニ發達ヲ致シ、コナラニ移シタ方が宜シト云フ目的デ、丁度控訴院ハ改築ノ時期ニ達シテ居リマスル爲ニ、此機會ニ於テ所在地ヲ變更シヤウト云フ趣意ニ外ナリマセヌ、又旭川ハ御承知ノ如ク近來非常ニ發達ヲ爲シテ、新ニ地方裁判所ヲ置クノ必要ヲ感ジマス、既ニ根室ノ管轄區域カラ其一部分ヲ割イテ、旭川ト云フモノヲ新設致シマスル以上ハ、殘リノ地方管轄スルノニハ、根室ト云フ所ハ一方ニ偏スルノ嫌ヒガアリマスル、故ニ之ヲ釧路ニ移サウト云フニ外ナリマセヌ、願クハ其趣意ヲ御協賛アラムコトヲ希望致シマス、第二ノ大正二年法律第九號ノ改正案モ、極メテ明白ナル事實ニ基イテ改正案デアリマシテ、長濱ノ區裁判所ノ管轄區域ニ高島郡ガ入ッテ居ルト云フコトハ、非常ニ不便デアルト云フ苦情ヲ久シク聞イテ居リマシタカラ、其民意ノアルトコロニ依ッテ此管轄區域ヲ變更シテ、高島郡ヲ大津ニ移シ、殘リノ二郡ヲ以テ長濱ノ管轄區域ニスルト云フノガ第一ノ改正、第二ガ前案ノ續キトシテ長崎控訴院ヲ福岡ニ移ス以上ハ、長崎ト云フ文字ヲ福岡ト改メルト云フニ過ギマセヌ、又札幌地方裁判所ノ一部ヲ改メニ依ッテ、旭川區ヲ新設シ、殘リヲ釧路ニ移シタト云フ前案ノ自然ノ結果デアリマス、又樺太ノ地方裁判所ノ一部ニ改正ヲ加ヘマシタノハ、從來樺太ハ行政區域ニ郡ノ名稱ガナク、唯山河ノ有様ニ依ッテ何所ヨリ以東ハ何處、以西ハ何處ト云フヤウニ管轄ガ定メテアッタノヲ、今般郡ノ名稱ガ出來マシタ、故ニ此ノ地圖ニ依ッテ、此區域ヲ改メテ、新タニ命ゼラル郡名ニ依ッテ此裁判所ノ區域ヲ茲ニ揭示シタト云フニ過ギナイ、別ニ意味ノナイコトデアリマス、第三番目ノ三十二年法律第七十號中改正案ハ、是ハ長崎控訴院ニ來ルベキ海外ニアル領事廳トノ關係デ、之ヲ福岡ニ移シタ以上ハヤハリ長崎控訴院ノ檢察事若

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(司法大臣尾崎行雄君登壇)

札幌		旭川		岩内		小樽		浦河		室蘭		樺戸部ノ内	
北海道ノ内	室蘭郡 有珠郡 幌別郡 白老郡	北海道ノ内	樺戸部ノ内 月形村 浦臼村	北海道ノ内	岩内郡 古宇郡 磯谷郡 歌葉郡 壽都郡 島牧郡	北海道ノ内	小樽郡 積丹郡 高島郡 忍路郡 余市郡 古平郡	北海道ノ内	浦河郡 襟似郡 幌泉郡 三石郡 靜内郡 新冠郡	北海道ノ内	室蘭郡 虻田郡 勇拂郡ノ内 安平村 厚真村 鵡川村 似瀨村 累標村	北海道ノ内	樺戸部ノ内 月形村 浦臼村
北海道ノ内	虻田郡ノ内 虻田村 勇拂郡ノ内 安平村 厚真村 鵡川村 似瀨村 累標村	北海道ノ内	旭川區 上川郡(石狩) 雨龍郡 上川郡(天鹽) 中川郡(天鹽)	北海道ノ内	岩内郡ノ内 此田郡ノ内 俱知安村 東俱知安村 眞狩村 狩太村	北海道ノ内	小樽區 小樽郡 積丹郡 高島郡 忍路郡 余市郡 古平郡	北海道ノ内	浦河郡 襟似郡 幌泉郡 三石郡 靜内郡 新冠郡	北海道ノ内	室蘭郡 虻田郡 勇拂郡ノ内 安平村 厚真村 鵡川村 似瀨村 累標村	北海道ノ内	樺戸部ノ内 月形村 浦臼村
北海道ノ内	室蘭郡 有珠郡 幌別郡 白老郡	北海道ノ内	旭川區 上川郡(石狩) 雨龍郡 上川郡(天鹽) 中川郡(天鹽)	北海道ノ内	岩内郡ノ内 此田郡ノ内 俱知安村 東俱知安村 眞狩村 狩太村	北海道ノ内	小樽區 小樽郡 積丹郡 高島郡 忍路郡 余市郡 古平郡	北海道ノ内	浦河郡 襟似郡 幌泉郡 三石郡 靜内郡 新冠郡	北海道ノ内	室蘭郡 虻田郡 勇拂郡ノ内 安平村 厚真村 鵡川村 似瀨村 累標村	北海道ノ内	樺戸部ノ内 月形村 浦臼村
北海道ノ内	室蘭郡 有珠郡 幌別郡 白老郡	北海道ノ内	旭川區 上川郡(石狩) 雨龍郡 上川郡(天鹽) 中川郡(天鹽)	北海道ノ内	岩内郡ノ内 此田郡ノ内 俱知安村 東俱知安村 眞狩村 狩太村	北海道ノ内	小樽區 小樽郡 積丹郡 高島郡 忍路郡 余市郡 古平郡	北海道ノ内	浦河郡 襟似郡 幌泉郡 三石郡 靜内郡 新冠郡	北海道ノ内	室蘭郡 虻田郡 勇拂郡ノ内 安平村 厚真村 鵡川村 似瀨村 累標村	北海道ノ内	樺戸部ノ内 月形村 浦臼村

同表中地方裁判所ノ欄中「根室」ヲ「釧路」ニ改ム
同表中樺太地方裁判所ノ部ヲ左ノ如ク改ム

樺太		樺太ノ内		樺太ノ内	
眞岡	眞岡郡 本斗郡 野田寒郡 泊居郡 久春内郡 鵡城郡	眞岡郡	眞岡郡 本斗郡 野田寒郡 泊居郡 久春内郡 鵡城郡	眞岡郡	眞岡郡 本斗郡 野田寒郡 泊居郡 久春内郡 鵡城郡
眞岡	眞岡郡 本斗郡 野田寒郡 泊居郡 久春内郡 鵡城郡	眞岡郡	眞岡郡 本斗郡 野田寒郡 泊居郡 久春内郡 鵡城郡	眞岡郡	眞岡郡 本斗郡 野田寒郡 泊居郡 久春内郡 鵡城郡
眞岡	眞岡郡 本斗郡 野田寒郡 泊居郡 久春内郡 鵡城郡	眞岡郡	眞岡郡 本斗郡 野田寒郡 泊居郡 久春内郡 鵡城郡	眞岡郡	眞岡郡 本斗郡 野田寒郡 泊居郡 久春内郡 鵡城郡
眞岡	眞岡郡 本斗郡 野田寒郡 泊居郡 久春内郡 鵡城郡	眞岡郡	眞岡郡 本斗郡 野田寒郡 泊居郡 久春内郡 鵡城郡	眞岡郡	眞岡郡 本斗郡 野田寒郡 泊居郡 久春内郡 鵡城郡

附則

本法施行ノ期日ハ各項ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

クハ地方裁判所ノ檢事ヲ振テ居タコトヲ、福岡ノ控訴院檢事、或ハ地方裁判所檢事ニ振ハセルト云フデケノ關係デアッテ、是亦前場所移轉ニ依テ自然起ルトコロノ結果ニ外ナラヌ、故ニ三案トモ速カニ御協賛アラムコトヲ希望シマス

○議長(島田三郎君) 右三案審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス

右議院審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

○福田又一君 三案ヲ合セテ、議長指名十八名ノ特別委員ニ付託審査セラレムコトヲ望ミマス

(贊成々々ト呼フ者アリ)

○議長(島田三郎君) 異議ガナイト認メマシテ、福田君ノ説ニ決シマス、日程第九大正四年田租第一期分延納ニ關スル法律案第一讀會ノ續、委員長ノ報告ヲ求メマス、金尾稜嚴君

第九 大正四年田租第一期分延納ニ關スル法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

(金尾稜嚴君登壇)

○金尾稜嚴君 委員會ノ經過竝ニ結果ヲ報告致シマス、委員會ハ昨日中午前中ニ開會致シマシテ、先ヅ委員長理事ノ互選ヲ致シマシテ、政府ヨリノ要求モアリマシタ、テ引續イテ會議ヲ開キマシタ、本案ニ對スル政府ノ説明ニ依リマスルト、大正四年度分田租第一期ノ納稅總額一千八百八十八萬圓ヲ大正五年六月十五日マテ延納セシムルコトヲ得ルト云フコトハ、農家ノ最モ困難トスルコロデアリマシテ、殊ニ此場合強テ之ヲ納メシムルト云フコトニナリマスルト、米價ノ調節ノ爲ニ多少ノ影響ヲ被リマシテ、其目的ヲ空ウスルト云フコトガアリマスルト、尤モ延納スルコトヲ得ルト云フコトデアリマスルカラ、納稅者ガ進シテ一月十五日ニヤハリ納期通りニ納メルト云フコトハ妨ナシデアリマス、而シテ六月十五日ト極メマシタ譯ハ、國庫ノ收支決算ノ打切ガ六月ノ二十日デアリマスルカラ、多少ノ猶豫ヲ見込シテ六月十五日ト定メタル云フコトデアリマス、之ニ就テイロノノ質疑ガアリマシタ、年末ニ際シテ地租ヲ納メルト云フコトハ、本年ノモチハナシ、常ニ納稅者ノ困難ヲスル所デアルカラ、永久ニ將來納稅ノ期日ヲ改正ヲシテ貰ヒタイ、之ニ付テ政府ノ意見ハドウカト云ウヤウナコトガ、最モ主ナル御質疑デアリマシタ、之ニ對スル政府ノ答辯ハ、本案ハ臨時ニ處置デアアル、之ヲヤルノニサヘモ財政上餘程ノ困難デアアル、然ルニ永久ニ納稅ノ根本ヨリ納稅期日ヲ變更スルト云フコトハ、今日ノ場合、財政ノ狀態ニ鑑ミテ甚ダ困難デアルト云フ答辯デアリマシタ、而シテ高杉委員ヨリ修正ノ動議ガ出マシタ、是ハ第一期分ヲ四月三十一日トシ、第二期分ヲ六月十五日マテトシテ貰ヒタイ、大正四年度分ニ限ッテアリマス、斯様ナ意見ガ出マシタガ、政府ハ之ニ同意スルコトガ出來ナイト云フコトデアリマシタ、採決ノ結果少數決セラレマシタ、次ニ原案ニ付テ採決ヲ致シマシタ、其際井原委員ヨリ一ノ附帶動議ガ出マシタ、此動議ハ此度ハ急速ノ場合デアアルカラ原案ノ儘ヲ贊成スルガ、將來一近キ將來ニ於テ政府ハ納期ノ根本的ノ改正案ヲ出サレコトヲ希望條件トシテ、原案ノ儘可決シタイト、斯ウ云フ意見デアリマシタ、滿場一多少ノ反對ノ御意見アリマシタ後、多數ヲ以テ可決ヲ致シマシタ、此段御報告ニ及ヒマス(拍手起ル)

○福田又一君 直ニ本案ニ對シテ一讀會ヲ開カレンコトヲ望ミマス

○秦豐助君 質問ガアリマス

○議長(島田三郎君) 本案ニ對シテデスカ一 秦豐助君

○秦豐助君 此際、大藏大臣ニチヨット御尋ヲ致シタイト思ヒマス、極メテ簡單デアリマスカラ此處カラ……此案ニ付キマシテハ提出ノ理由書ヲ見マスと云フト、米價調節上延納ノ必要アリト致シテ居ル次第デアアル、私ハ前ノ會議ノ時ニ於キマシテハ席ヲ離レテ居リマシタカラ、大藏大臣ノ御演說ヲ承リマセヌ、速記録ヲ拜見致シマスと云フト米價調節ト云フコトハ述ベラレテ居ラナイ、唯農家ノ困難ヲ救フガ爲ニ必要ガアルト云フコトヲ申サレタ、農家ノ困難ヲ救フト云フコトニナレバ、程度ノ多少ハ問題デアリマスガ、此案ト云フモノガ多少ノ效能ハアラウト思フ、併ナガラ此米價ノ調節ト云フコトハ是ハ大問題デアアル、政府ハ果シテ此案ノ爲ニ米價調節上トシテ之ヲ努力ヲ持ツト云フコトヲ御考ニナッテ居ルカ、ツレバ承リタイノデアアル、是ハ米價調節ト云フコトニ付キマシテハ、政府デハ此五千七百萬石ト云フ豐收ガアッテ、且政府ガ通貨ヲ收縮スル方針ヲ採リマシタルヨリシテ、既ニ六億餘圓ノ通貨ト云フモノガ、五億萬圓ニ減ツテシマフカラシテ、即チ二割五分ノ通貨ノ收縮ノ爲ニ、物價ノ下落變動ヲ來スト云フ當然ナル結果ヲ來シタノデアリマス、然ルニ政府ハ米價調節ノ名ノ下ニ於テ、五千七百萬石ノ豐收ニ對シマシテ、此收穫ニ對シマシテ僅ニ五千萬、百萬石足ラズノ米ヲ買入レルト云フコトニシテ、即チ是ガ米價調節ノ政策デアルト云フコトヲ天下ニ唱ヘテ之ヲ實行シタ、所ガ其效果ト云フモノハ殆ドナイ、悉ク失敗ニ終ツタト云フコトハ、天下皆認メテ居ル所デアリマス(「ノー」ト呼フ者アリ)而シテ此米價調節ニ付テハ此失敗ニモ拘ラズ、何カ政府ノ力ヲ以テ、此米價調節ト云フコトガ出來ルカ、如ク信ジテ居ラル、モノト見エマシタ、米價調節調査委員會ナルモノヲ設ケテ、其會議ヲ開カシタノデアリマス、併ナガラ其會議ニ於テモ政府ノ案トシテ提出サレタモノヲ見マス、或ハ常平倉ノ案デアルトカ、或ハ農業倉庫ノ案デアルトカ、或ハ低利資金ノ案デアルトカ、イロ／＼ナ案ガ出テ居リマスケレドモ、何レモ一蔓ヲ見ルガ如キ案デアッテ、之ヲ實行スルコトガ出來ナイ、政府モ亦之ヲ實行スルコトガ出來ルトハ考ヘテ居ラヌト見エテ、唯參考ノ案デアルト云ツテ提出シテ居ル、サウシテ此案ト云フモノヲ實行スルナラバ、幾許金ガ掛ルカト云フト、莫大ナル金ガ掛ツテ本年ニ於テハ勿論、又來年、再來年、コ、五六箇年ノ間ニハ一方ニハ増師問題ガアリ、一方ニハ海軍補充問題ガアルト云フ、今日ノ財政ノ狀況ニ於キマシテ、誰ガ考ヘテモ、是ハ縱シ實行シヤウト思フデモ出來ナイ相談デアルト云フコトハ分シテ居ル、所ガサウ云フヤウナ參考案ヲ出シテ、此調査會デ頻リニ研究ヲ促シテ居ルヤウナ有様デアリマス、又今日此會議ニ出テ居リマス延納ノ案ヲ出サレタノデアリマスガ、斯ウ云フ點カラ考ヘルト、政府ハ何カ政府ノ力ヲ以テ此米價調節ト云フコトガ出來ルト、根本ニ於テハ信ジラレテ居ルニ相違ナイノデアアル、然ラバ私ガ次ニ問フコトハ、政府ハ此米價調節ト云フコトニ付テハ、永久ノ策トシテハ如何ナル方法ヲ執ラル、ト云フ御考デアルカ、又應急ノ策ト致シマシテハ、此延納ノ案ノヤウナ僅ニ農家ノ困難ヲ一時救フコトガ出來ルト云フヤウナコトヲ以テ、米價調節ノ方法ト考ヘラレル外ニ、何等策ガ無イノデアルカ、有ルナラバツレバ承リタイ、又策ガ無イト云フコトデアルナラバ、此米價調節ト云フコトニ付テ、斯ウ云フコトガアル、即チ米價調節ト云フヤウナコトヨリモ、農家ノ發達ヲサセルト云フコトニ付テ御考ハナイカ、根本的、永久のニ此農家ヲ發達セシメテ、米價調節ト云フヤウナ、政府ノ力ヲ出來ルカ出來ナイカ、殆ドムツカシイト思ハル、ヤウナコトヲ、出來ナイナガラ唯名前ヲ唱ヘテ人氣ヲ取ルヤウナ遣方ヲセズニ、本院ニ誠心誠意國家國民ノ爲ニ發達ヲ圖ルト云

フ御考ハナニカ、之ヲ一例ヲ申シテ見マスレバ、今日日本銀行ニ於キマシテハ、即チ此地方金融ノ爲ニ十分ニ活動シテ居ラヌト吾々ハ考ヘテ居ル、即チ此金融ノ狀況ヲ見マスルト云フト、東京或ハ大阪ノ如キ中心ニ於キマシテハ、金ガ剩リテ困ル、日本銀行ニハ何十萬圓ト云フ金ヲ他ノ銀行カラ無利子テ預ケテ居ルト云フヤウナ有様デ、金ガダブ付イテ居ルト云フヤウナ有様デアル、地方ノ金融ノ狀況ヲ見ルト、誠ニ逼迫シテ居ル有様デアル、即チ頭バカリノボセテ居ッテ、其手足ト云フモノハ冷エ切ッテ居ルト云フノガ、我國ノ今日ノ狀態アルト考ヘル、然ルニ此日本銀行ノ活動、即チ地方ニ對シテ米デアルトカ、麥デアルトカ、或ハ繭デアルトカ、絲デアルトカ云フヤウナ、一年限リテ回收スル所ノ此資金ニ對シテ、日本銀行ガ活動ヲ十分ニ致マシタナラバ、此農家ノ發達ハ非常ナルモノデアッテ、米價ノ調節ノヤウナ——政府ノ御考ニナッテ居ルヤウナコトハ、吾々カラ考ヘレバ夢ノ如キ案ヲ考ヘテ、唯人氣取ニ——斯ノ如キ僅ニ困難ヲ救フニ止マル——米價調節上ニ於テ、ドレ程ノ效力ガアルカト云フコトヲ認メ難イ所ノ、人氣取ト思ハレル如キコトニ用井ラ、コトナク、根本的ニ農家ノ發達ヲ來スト云フ所ノ大ナル政策ヲ御持チニナッテ居ルカ、此點ヲ私ハ御尋ラシタイ

○議長(島田三郎君) 武富大藏大臣

(大藏大臣武富時敏君登壇)

○大藏大臣(武富時敏君) 米價調節ノ目的カ、農家ノ困難ヲ救フノ目的カ、ドツチカト云フヤウナ御質問ノヤウニ聽キマシタガ、(效力ヲ聞イタノダ)ト呼フ者アリ此年末ニ地租ヲ納メル爲ニ廉イ値段ヲ投資シナケレバナラヌ、ソレヲ免レマスレバ多少米價調節ノ效能モアルニ違ヒナイト云フコトハ、御同意デアラト思フ、又其投資ヲ免レノハ即チ農家ノ困難ヲ救フノ一法デアルト云フコトモ、御同意デアラウト思フ、ドチカラ申シテモ趣意ハ同ジコトデアリマス、本案提出ノ理由ハ其處ニアルデアリマスカラ、ドウゾ御賛成ヲ願ヒタイデアリマス

○奏助(島田三郎君) 唯今ノ大藏大臣ノ……

(演壇々々ト呼フ者アリ)

○奏助(島田三郎君) 唯今ノ大藏大臣ノ御答辯ハ私ノ御尋シタ所ニ當ッテ居ラヌ、此案ハ即チ農家ノ困難ヲ救フニ多少ノ效力ガアルト云フコトハ吾々モ認メテ居ル、敢テ此案ニ反對ヲスル譯デハナイ、私ノ御尋致シタノハ米價調節政策ノ爲ニ必要デアルト云フコトガ書イテアリマスカラシテ、調節ト云フコトニ付テハ關係ヲ伺ヒタイ、即チ米價ヲ政府ノ案ト致シマシテハ、十四圓以上十八圓以下ト云フ風、御考ヲ參考案ニ出サレテ居ル、サウシテ見レバ此案ヲ行ッタガ爲ニ、此米價ヲドレタケ吊上ゲラレノデアルカト云フヤウナ、多少デモ米價調節ニ效力ノアルト御認メニナッテ居ルカ、其點ヲ私ハ御尋ラシタイ、ソレハ前ニモ繰返シテ申シタノデアルガ、米價調節ニ對スルコトノ根本ノ方策ヲ伺ッタノデアル、策ガ無クテ御答辯ガ出來ヌト云フナラバソレデ宜シ、又應急ノ策ト致シマシテ、是ハ調査會ニ於テ要請セラレタ案デアッテ、政府ノ考デナイ、ソレカラシテ決議ニナリ要求セラレテ初メデ之ヲ出サレタ、是シカ案ガナイ、政府ト云フモノハ無策デアル、米價調節ニ對シ農家ノ發達ニ對シテ策ハナイト云フコトデアッテ、御答辯ガ出來ヌト云フナラバソレデ宜シ、果シテサウデアルカ其點ヲ伺ヒタイ

(無用々々ト進行々々ト呼フ者アリ)

○議長(島田三郎君) 福田君ニ御開合セ致シマスガ、直ニ二讀會ヲ開クト云フ御動議デアリマス

○福田又一君 議長ノ御尋ノ通り

○法學博士花井卓藏君 福田君ノ御動議モゴザイマスルガ、先ヅ以テ二讀會ヲ開クベキヤ否ヤノ御採決ヲ願ヒマス

○議長(島田三郎君) 直ニ二讀會ヲ開クベキヤ否ヤト云フコトヲ問合セマシタ——福田君ノ動議ハ直チニ二讀會ヲ開クト云フコトニ付テ發セラレタト思ヒマス、唯二讀會ヲ開クト云フコトデ、ソレカラ時期ハ別ニ御發議ニナリマス

○福田又一君 直ニ御開キヲ願ヒマス、其事ノ採決ヲ願ヒマス

○議長(島田三郎君) 直ニ二讀會ヲ開キタイト云フ福田君ノ動議ニ、贊成ガアリマスナラ採決致シマス

(贊成々々ト聲起ル)

○議長(島田三郎君) 御異議ハアリマセヌカ

(異議ナシト聲起ル)

○議長(島田三郎君) 御異議ハ無イト云フコトヲ認メマスカラ直ニ二讀會ヲ開クトニ……

(此時發言ヲ求ムル者アリ)

○三士忠造君 唯今二讀會ヲ開クベキヤ否ヤト云フコトノ決定ガナクシテ、直ニ二讀會ヲ開クト云フコトハ、議事ノ順序ガ間違ッテ居ルト思フ

○議長(島田三郎君) 議會ヲ省略シテト云フ包括ノ發議ハ折々アリマス、クコデ福田君ニ之ヲ問フデアリマス

○法學博士花井卓藏君 福田君ノ御趣旨ハ、直ニ二讀會ヲ開クベキヤ否ヤノ採決ヲ求メラレタ動議ト私ハ信ジテ居リマス、唯今議長ト福田君ノ應答ノ御言葉ハ、餘リ簡略ニシテ要ヲ得マセヌカラ、私ガ唯今申シマシタ通りノ動議ナルヤ否ヤヲ御確メニナリマセヌト、速記ノ上ニ於キマシテ遺憾ガ殘ルヤウニ思ヒマスカラ、一言致シテ置キマス

○福田又一君 私ハ大抵要領ヲ述ベタ積リデアリマス、即チ直ニ二讀會ヲ開クベシトノ動議ヲ起シタノデアリマス

○議長(島田三郎君) 之ニ付御異議ハアリマセヌカ

(異議ナシト聲起ル)

○議長(島田三郎君) 御異議ハナイト認メマシテ直ニ二讀會ヲ開キマス——二讀會ヲ開キマス、前川虎造君ヨリ修正ノ意見ノ通告ガアリマス——前川虎造君

大正四年田租第一期分延納ニ關スル法律案 第二讀會(確定議)

(政府提出)

○前川虎造君 修正ノ意見デアリマセヌ、私ハ贊成ニ付テノ希望ヲ述ベタイト云フノデアリマス

○議長(島田三郎君) 通告書ヲ讀ミマス、委員長ノ報告ニ對スル修正意見前川虎造ト、議長ノ手許ニ通知ガアリマス

○前川虎造君 ソレヲ變ヘマス

○議長(島田三郎君) 變ヘルナラバ新ニ其通り御請求ナサイ

(前川虎造君登壇)

○前川虎造君 私ハ委員長ノ報告ニ賛成スルノデアリマス、今ノ議長カラ報告ニナッ
タコトハ、チヨット間違ッタデアリマスカラ、私カラ取消ヲ致シマス、ソレハ私ハ此案ニ賛成
スルニ付テ少シク 政府ニ注文ガアルノデアリマス、二十五議會ニ於テ我ガ議會ガ政府ニ
注文ヲシテ居ルノデアリマス、ソレハドウ云フ注文デアアルカト云フト、一體此十二月ニイ
イロナ税金ヲ取立テルト云フコトハ、大變納税者ノ苦痛デアアルガ故ニ、剩餘金ノ幸ヒ有ル
時期ニ於テ此納期ヲドウカ繰下ゲテ貰ヒタイト云フ案ヲ出シテ居ルノデアリマス、單リ地租
ノミデハアリマセヌ、酒税ニ對シテモサウデアリマス、然ルニ此剩餘金ノ有ツテ、十分此計
劃ノ行ハレル時期ニ於テ、政府ハ之ヲ閉却シタデアリマス、而シテ今度出シテ來タコ
ロノ案ハ吾々ノ目的ノ一部ヲ達スル案デアリマスカラ、吾々ハ反對ハ致シマセヌ、併ナガラ
其理由ニ至ツテハ實ニ怪シカラスト思フデアリマス、米價調節、今武富大藏大臣ノ說
明ニ依レバ納期ヲ唯一期 本年ノ第一期ダケ十二月三納メヌヤウニシテヤッタナラバ、
確カニ米ノ調節ガ出來ルデアラウ、又農業者ノ苦痛ヲ救フコトガ出來ルデアラウト云フ
言葉ハ、何タル杜撰ナル御言葉デアアルカ、毎年々々十二月ハ來ルノデ、本年バカリデハ
アリマセヌ、サウシテ米價調節上此案ヲ出シタト云フコトハドウ云フコトデアアルカ、米價ハ
此案ヲ出シタガ爲メニ騰貴シタデアリマセヌ、農商務省デ委員會ニ於テ此案ヲ研究シ
テ居ル當時ハ、十二圓内外デアッタ、今日ニ至ツテハ既ニ二十四圓以上ノ價格ヲ持ツ
居ルデハナイカ、スレバハ米ノ需要供給ノ關係カラ自然ニ調節セラルベキモノデア
テ、或時ハ價格ガ下リ、或時ハ米ノ價格ガ上ルト云フコトハ農民ノ苦痛バカリデアリマ
セヌ、一般工業家モ米價ノ亂調子ニナルコトハ困ルデアリマセウ、ケレドモ是ハ人カヲ以
テ如何トモスルコトノ出來ヌモノデアツテ、單リ日本バカリデハナイ、世界ノ何レノ國ニ於
モ此問題ニ付テ幾多ノ苦心ヲ重ネテ居ルケレドモ、適當ノ調節法ヲ發見シタ國ハナイ、
然ルニ我政府ハ何タル態デアル、斯様ナコトヲ以テ調節ノ一節トシテ議會ノ協賛ヲ求
ムルナド、云フコトハ、實ニ杜撰極マルノデアアル、吾々ハ此案ニ反對ヲセヌト云フコトハ、
吾々ノ納期延期ノ一部ノ目的ヲ達スルノデアアルカラ賛成スルノデアアルカ、本年限リ此米
價ヲ上ゲル爲メニ納期ヲ繰下ゲルト云フノ理由ニ於テハ、絕對ニ反對シナケレバナラヌ、ソ
レハ何故デアアルカト云フト、米價調節ノ委員會ハ本院カラ建議スル際ニ、私モ委員ノ
一人デアッタ、其時分ニ委員會ガ研究シテ、結論ハ何處ヘ持ツテ來ルカ、結論ハ調節ト
云フ譯デアハナイ、根本ニ米價ガ下落シテモ農業經濟ガ立行ヤウナ案ヲ、當然立テラレ
ルモノト思フデ賛成シタデアアル、ソレハ減租、租稅ヲ減ズルト云フノデアアル、租稅ヲ減シ
サヘスレバ、米價ガ多少安クナツテモ農業經濟ハ立行クノデアアル、幾多ノ租稅ヲ以テ絞リ
立テルカラ、米ガ十四五圓シナケレバ農業經濟ガ立タヌト云フ結論ニナルノデアアルカラ、
租稅ヲ安クスレバ米ヲ安ク賣ツテモ農業經濟ハ立ツノデアリマス、結論ハ減租ト云フモノ
ニ當然歸著スベキモノト信ズル、又此席ニ居ラル、議員ハ、昨年各縣カラ出サレタコ
ロノ減租ノ請願書ハドノ位アツタカ、御記憶ニナツテ居ルデアラウ、又請願委員ノ諸
君ハ滿場一致ヲ以テ之ニ賛成サレタコトハ御承知デアラウ、又本會ニ於テモ一人ノ異
議者ナク之ヲ採擇シタコトヲ御承知デアラウ、斯ク租稅ハ減ズベキモノト云フ前提ヲ持
テ居ルト云フコトハ、此米價調節ノ爲ニ僅ニ一期分ダケ來年ノ六月十五日マデ納期
ヲ下ゲテヤレバ、農業者ノ苦痛ヲ救ハレルト云フガ如キコトハ杜撰極マルト思ヒマス、殊
ニ大藏大臣ヨリ其御言葉ヲ承ルニ至ツテハ、驚クヨリ外ハナイノデアアル、唯吾々ノ目的
一段階ヲ是テ達スルコトガ出來ルカラ本年ハ是デ宜シイ、本年ヲ是デ宜シイガ、先程委
員長ガ述ベラレタ如ク、ドウカ此希望ヲ容レラレテ、適當ノ時機ニ於テ、此納租ト云フ

モノヲ十二月ニ納メサセナクテモ宜イト云フ永遠ノ法律ヲ以テ、ドウカ適當ノ時機マデ繰
下ゲテ行クト云フ、根本的ニ農民ノ苦痛ヲ艾除スルト云フ改正案ヲ、近キ將來ニ於テ御
提出アラント望ムノデアリマス、故ニ私ハ此意味ニ於テ本案ヲ賛成シマス
○福田又一君 二讀會ヲ省略致シマシテ、委員長ノ報告通り可決確定アラントラ
求メマス
(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(島田二郎君) 御異議ガナイト認メテ福田君ノ說ニ決シマス、日程第十……
○片岡直溫君 唯今ヨリ豫算委員會ヲ開キマスカラ、委員會諸君ハ委員會室ニ御參集ア
ランコトヲ望ミマス
○議長(島田二郎君) 會計監查士法案第一讀會ヲ開キマス——高木益太郎君

第十 會計監查士法案(相島勘次郎君外一名提出) 第一讀會

會計監查士法案

第一章 會計監查士ノ職務及資格
第一條 會計監查士ハ當事者ノ囑託ヲ受ケ又ハ官廳ノ命ニ依リ左ニ掲グル
業務ヲ執行スルモノトス

一 會計事務ノ監査
二 財産狀態ノ檢査
三 財産目錄、貸借對照表、損益計算書其ノ他計算ニ關スル書類ノ調査及
證明

四 計算ニ關スル爭議ノ鑑定及仲裁
五 定款及企業目論見書ノ起草
六 會計組織ノ立案

七 不在者ノ財産、無能力者ノ財産、相續財産及破産財團ノ管理
第二條 會計監查士タラムトスル者ハ左ニ掲グル資格ヲ具備スルコトヲ要
ス

一 帝國臣民ニシテ三十歲以上ノ男子タルコト
二 三箇年以上會計監查士ノ事務所ニ在テ第一條ニ掲グル業務ヲ見習ヒ
タルコト

三 經濟學、財政學、會計學、統計學、憲法、民法、商法、破産法、民事訴訟法、
非訟事件手續法、租稅ニ關スル法規、保險業銀行業無盡業及信託業ニ
關スル法規ノ十二科目ニ就キ大學卒業ト同一程度ヲ以テ執行スル會
計監查士試験ニ合格セルコト

四 高等官、貴族院議員、衆議院議員及學識經驗アル者ノ中ヨリ任命スル
委員ヲ以テ組織セル會計監查士詮衡委員會ヨリ推薦セラルルコト

第三條 會計監查士試験及會計監查士詮衡委員會ニ關スル規定ハ勅令ヲ以
テ之ヲ定ム

第四條 左ニ掲グル者ハ會計監查士タルコトヲ得ヌ
一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者
二 破産又ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復權セサル者

三 禁治產者及準禁治產者
四 懲戒ノ處分ニ依リ免官又ハ免職セラレタル者ニシテ免官又ハ免職後三年ヲ經過セサル者

第五條 會計監査士ハ報酬アル公務ヲ兼ヌルコトヲ得ス但シ貴族院議員衆議院議員、府縣會議員ト爲リ又ハ官廳ヨリ特ニ命セラレタル職務ヲ執行スルハ此ノ限ニ在ラス
會計監査士ハ他ノ職業ヲ營ミ又ハ會社ノ代表者若ハ使用人ト爲ルコトヲ得ス但シ農商務大臣ノ許可ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二章 會計監査士名簿
第六條 會計監査士ハ會計監査士名簿ニ登錄セラルルコトヲ要ス
第七條 會計監査士名簿ハ農商務省ニ之ヲ備フ
第八條 會計監査士名簿ニ登錄ヲ請フ者ハ地方長官ヲ經由シテ農商務大臣ニ請求書ヲ提出スヘシ

登錄請求書ニハ第二條、第四條、第五條ノ事項ニ關スル證明書ヲ添付スヘシ
第九條 會計監査士名簿ニ登錄ヲ請フ者ハ登錄手数料トシテ金百圓ヲ納付スヘシ

第十章 登錄ニ關スル規定ハ農商務大臣之ヲ定ム
第三章 會計監査士ノ權利義務
第十一條 會計監査士ハ正當ノ事由アルニ非サレハ當事者ノ囑託又ハ官廳ノ命ヲ拒ムコトヲ得ス

第十二條 會計監査士ハ利害ノ關係ヲ有スル事業ノ會計事務ヲ監査シ又ハ之ヲ證明スルコトヲ得ス
第十三條 會計監査士其ノ職務ノ執行ニ關シ囑託人ニ損害ヲ加ヘタル場合ニ於テ會計監査士ノ故意又ハ過失ニ因リテ生シタルトキハ之ヲ賠償スルノ責ニ任ス

第十四條 會計監査士ノ職務ノ執行ニ對シテハ刑法中公務員ニ關スル規定ヲ適用ス
第十五條 會計監査士ハ囑託人ヨリ報酬及旅費ヲ受ク

第四章 會計監査士協會
第十六條 會計監査士協會ヲ設立セムトスルトキハ其ノ規約ヲ定メ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ其ノ規約ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第十七條 會計監査士協會ヲ解散シタルトキハ之ヲ農商務大臣ニ届出ヘシ
第五章 懲戒
第十八條 會計監査士職務上ノ義務ニ違反シタルトキ又ハ品位ヲ失墜スヘキ行為アリタルトキハ之ヲ懲戒ニ付ス

第十九條 懲戒ハ左ノ四種トス
一 譴責
二 千圓以下ノ過料
三 一年以下ノ業務ノ停止
四 除名

官報號外 大正四年十二月十二日 衆議院議事速記録第六號 會計監査士法案 第一讀會

第二十條 懲戒ハ農商務大臣之ヲ執行ス但シ會計監査士協會ニ屬スル者ノ懲戒ハ其ノ議決ヲ經タル後之ヲ執行スルモノトス

附則
左ニ掲クル者ニシテ本法施行ノ日ヨリ六箇月以内ニ會計監査士名簿ニ登錄ヲ請フトキハ第二條第二號及第三號ノ資格ヲ要セスシテ會計監査士タルコトヲ得
一 本法公布ノ日ヨリ六箇月以前事務所ヲ設ケ會計事務ノ監査、検査、調査及證明ニ關スル業務ヲ執行セル者
二 五年以上引續キ資本金五十萬圓以上ノ會社ニ在リテ會計主任ノ業務ヲ執リタル者
三 五年以上引續キ資本金百萬圓以上ノ銀行ニ在リテ支配人又ハ支店長ノ業務ヲ執リタル者
四 五年以上判事、檢察又ハ辯護士タリシ者
五 五年以上保險業又ハ銀行業ノ監督ニ關スル高等官タリシ者

○高木益太郎君 本案ハ一般經濟界ノ安寧ヲ保チ、産業ノ發達ヲ増進スルノ目的ヲ提出致シマシタ、近來此銀行會社ニシテ失態ヲ演スルモノ多ク、昨日マデ立派ナ看板ヲ掛ケ預金ヲ吸集シタル銀行ガ、今日ハ支拂停止ノ狀態ニ陥ッテ、數方ノ取引先ニ損害ヲ加ヘ、慘害ヲ流シ事實ハ頻々トシテ吾々ノ耳目ニ觸ル、ノデアリマス、斯ノ如キノ失態ハ我國國民經濟ニ惡影響ヲ生ジ、我實業ノ發達ヲ阻害スルコト甚シイデアリマス、然ルニ一般ノ人ガ銀行會社ノ財政狀態ヲ調査スルノハ甚ダ困難ノ事ニ屬シマス、依テ茲ニ會計監査士ヲ設ケ、政府ニ於テ專門ノ知識經驗ヲ有シ、獨立不羈ノ地位ニアル者ヲ公認シテ銀行會社ノ會計狀態ヲ監査シ、且ツ之ヲ公認セシムルノ必要ヲ感ジマス、若シ一時一般ノ商事會社ニ之ヲ實行スルノガ困難デアレバ、少クモ銀行並ニ政府ノ補助ヲ受クルトコロ、會社ニハ、至急之ヲ實行シタイデアリマス、又追々ハ當ニ商事會社ニ止メズ、赤十字社濟生會、愛國婦人會、本願寺等ノ如キ、廣ク寄附ヲ募ル法人團體ニ對シテモ、特志者ガ金ヲ寄附シタキリテ、其後ニ會計ノ監督ヲスル方法ノ備ハラナイモノニモ、之ヲ及ボシタイト云フ精神デアリマス、而シテ是ハ地方官廳ニ於テ寄附募集ノ許可條件中ニ加ヘテ、必ズ會計監査士ノ検査ヲ要スルコト云フコトヲ命令スルコトニ致シマスレバ、實行ガ出來ルコト、存ジマス、本條ハ我黨ガ國民經濟保護ノ政策トシテ、屢々本議會ニ提案シタデアリマス、然ルニ政府ハ一向閉却ヲシテ、何等今日マデ政策ノ上ニ現レナイ、甚ダ遺憾トスルコトデアリマスルガ、幸ニモ今回財政經濟ノコトニ於テ、有名ナル加藤彰廉、小林丑三郎、奧村七郎、石橋爲之助ノ四君カラ會計士法案ト云フモノガ出マシテ、吾々ハ甚ダ之ヲ悅ブデアリマス、私ノ方ニハ會計監査士ト云フ監査ノ文字ヲ使ヒマシタノハ、調査監督スルコト云フ意味ヲ監査ト云フ文字ヲ使ッタノデ、名前ハドウデモ宜シイデアリマス、十分本案ニ付テハ修正ヲ加ヘマシテ、我黨ガ提案ノ趣旨ヲ貫徹セラレムコトヲ偏ニ希望致シマス

○福田又一君 本案ハ議長指名九名ノ特別委員ニ付託致サレムコトヲ求メマス
〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(島田三郎君) 御異議ガナイト認メテ福田君ノ動議ノ如クニ決シマス、日程第十一、會計士法案加藤彰廉君

三 千圓以下ノ過料
四 除名

官報號外 大正四年十二月十二日 衆議院議事速記録第六號 會計監査士法案 第一讀會

第十一 會計士法案(加藤彰摩君外三名提出)

第一讀會

會計士法案

第一章 會計士ノ職務

第一條 會計士ハ當事者及利害關係人ノ囑託ヲ受ケ又ハ官廳ノ命ニ依リ事業ノ經營及會計ニ關スル事項ノ調査、整理、検査、監査及證明並爭議ノ鑑定、和解及仲裁ノ職務ヲ執行スルモノトス

第二章 會計士ノ資格

第二條

會計士タルハトスル者ハ左ニ掲グル資格ヲ具備スルコトヲ要ス

一 日本臣民ニシテ民法上ノ能力ヲ有スル成年以上ノ男子タルコト

二 會計士試験ニ合格シタルコト

三 會計士監督委員會ノ詮衡ヲ經タルコト

第三條 會計士試験及詮衡ニ關スル規定ハ農商務大臣之ヲ定ム

第四條 左ニ掲グル者ハ會計士タルコトヲ得ス

一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

二 破産又ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復權セサル者

三 懲戒ノ處分ニ依リ免官若ハ免職セラレタル者又ハ辯護士法ニ依リ除名セラレタル者ニシテ免官、免職又ハ除名後三年ヲ經過セサル者

第五條 會計士ハ報酬アル公務ヲ兼ヌルコトヲ得ス但シ帝國議會議員、市府縣會議員ト爲リ又ハ官廳ヨリ特ニ命セラレタル職務ヲ行ハ此ノ限ニ在ラス

會計士ハ他ノ職業若ハ營業ヲ營ミ又ハ會社ノ代表者ト爲ルコトヲ得ス但シ農商務大臣ノ許可ヲ得タル者ハ此ノ限ニ在ラス

第六條 本法ノ規定ニ依リ會計士タル者ノ外ハ何人ト雖會計士ノ稱號ヲ用ユルコトヲ得ス

第三章 會計士名簿

第七條 會計士ハ會計士名簿ニ登錄セララルコトヲ要ス

第八條 會計士名簿ニ關スル規定ハ農商務大臣之ヲ定ム

第四章 會計士ノ權利義務

第九條 會計士ハ正當ノ事由アルニ非サレハ當事者及利害關係人ノ囑託又ハ官廳ノ命ヲ拒ムコトヲ得ス

第十條 會計士ハ其ノ職務ヲ執行スルニ必要ナル一切ノ帳簿書類等ヲ提供セシメ臨時所要ノ書類計表ヲ作成セシメ又ハ實地臨檢ヲ爲スコトヲ得

第十一條 會計士ノ職務執行ニ關スル一般ノ規定ハ農商務大臣之ヲ定ム

第十二條 會計士其ノ職務ノ執行ニ關シ囑託人ニ損害ヲ加ヘタル場合ニ於テ會計士ノ故意又ハ重大ナル過失ニ因リ生シタルトキハ之ヲ賠償スルノ責ニ任ス

第十三條 會計士ハ利害ノ關係ヲ有スル事業ノ經營及會計事項ヲ監査シ又ハ之ヲ證明スルコトヲ得ス

第十四條 會計士職務上ニ關シ罪ヲ犯シタル場合ハ刑法ノ重キニ依テ處斷ス

第五章 會計士協會

第十五條 會計士ハ便宜各地ニ會計士協會ヲ設立スルモノトス

第十六條 會計士協會ニ關スル規定ハ農商務大臣之ヲ定ム

第六章 懲戒

第十七條 會計士職務上ノ義務ニ違反シタルトキ又ハ品位ヲ失墜スヘキ行爲アリタルトキハ懲戒ニ付ス

第十八條 懲戒ハ左ノ四種トス

一 譴責

二 千圓以下ノ過料

三 三年以下ノ業務停止

四 除名

第十九條 懲戒ハ農商務大臣之ヲ行フ

(加藤彰摩君登壇)

○加藤彰摩君 本案ノ趣旨ハ、第十日程ノ會計監査士法案ト同一ナル趣意デゴザイマシテ、其ノ内容モ亦大同小異ノモノデゴザイマス、此法案ノ今日必要ナルコトハ、唯今高木君ヨリ明細ニ御演說ニナリマシタカラ、私ハ最早之ヲ繰返ス必要ハナイト存ジマス、併ナガラ此案ノ今日實業界ニ於テ最モ緊要ナル事デアルト云フコトハ、私ハ疑ハナイノデアリマス、今日ノ事業界ニ付キマシテ(「簡單」ト呼フ者アリ)一般ノ者ハ稍不安ヲ懷イテ居ルデアリマス、即チ放資者ト云フ者ハ今日ノ如ク複雑ナル事業界ニ於テハ、如何ニ其會計ヲ取扱ハレテ居ルカト云フコトハ、容易ニ知ルコトガ出來ナイノデアリマス、從テ投資家スルニ就テハ餘程不安ヲ懷イテ居ルデアリマス、此不安ヲ除ク爲ニ、茲ニ專門ノ會計檢査ノヤウナ者ヲ置クト云フコトハ、實ニ今日ノ時態ニ於テ、事業ヲ發達セシムル上ニ於テ最モ必要ナルコト、信ジテ居ルデアリマス、コレ故私ハ既ニ高木君ヨリ御提出ニナッテ居リマスクレドモ、更ニ提出シタ所以デゴザイマス、ドウカ御賛成アラントヲ希望致シマス

○福田又一君 本案ハ日程第十ノ法案ト、同一委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(島田三郎君) 異議ガナイト認メテ本案ハ福田君ノ議ニ決シマス、日程第十二、稅制整理ニ關スル建議案、是ハ提出者石橋爲之助君ヨリ延期ノ申出デガアリマシタ、御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(島田三郎君) 異議ガナケレバ延期ニ決シマス、是ヨリ報道ノコトガアリマス

(書記報告)

常任委員ノ補選選舉ニ左ノ通り當選セラレタリ

第四部懲罰委員 高柳覺太郎君

第七部懲罰委員 山口俊一君

○議長(島田三郎君) 是デ議事日程効ニ報告ハ終リマシタ、次會ノ議事日程ハ公報ヲ以テ通知致シマス、今日ハ是ニテ散會致シマス

午後二時三分散會

衆議院議事速記録第五號正誤

頁	段	行	誤	正	頁	段	行	誤	正
五三	下	一六	アリマセヌガ	アリマセヌカ	五三	下	二二	聖旨	政治
五三	下	一七	アリマセヌガ	アリマセヌカ	五三	下	二五	聖旨	政治
五三	下	一七	アリマセヌガ	アリマセヌカ	五四	上	三八	豫審調査	豫審調査